

# 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和45年4月30日規則第23号）

最終改正:令和5年6月9日規則第82号

改正内容:令和5年6月9日規則第82号 [令和5年6月9日]

## ○高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

昭和45年4月30日規則第23号

### 改正

昭和56年3月30日規則第13号  
昭和61年5月31日規則第51号  
平成14年3月29日規則第19号  
平成15年3月28日規則第13号  
平成17年3月18日規則第33号  
平成17年8月2日規則第109号  
平成26年3月31日規則第52号  
平成28年4月22日規則第29号  
令和5年6月9日規則第82号

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

### 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立交通安全こどもセンター（以下「交通安全こどもセンター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (利用の許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の許可施設等（同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交通安全こどもセンターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

#### (利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者（交通安全こどもセンターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに次条第1項及び第2項、第5条第1項並びに第8条第1項及び第3項において同じ。）は、前条の規定による申請があつた場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書については、別記第2号様式によるものとする。

3 前条及び第1項の規定にかかわらず、個人がゴーカートを利用する場合は、指定管理者が定める乗車券を購入することをもって、利用の許可を受けたものとみなす。

4 知事が取り扱う前項の乗車券については、別記第3号様式によるものとする。

#### (利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可施設等の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第7条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（次条第1項において「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第4号様式によるものとする。

#### (利用変更許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用変更許可書は、別記第5号様式によるものとする。

#### (許可施設等)

第6条 条例第7条第1項の知事が指定する施設等は、交通安全こどもセンターの施設等のうち、条例第2条第2項に規定する交通安全指導（以下「交通安全指導」という。）のために利用する施設等とする。

#### (交通安全指導の実施)

第7条 交通安全指導は、次に掲げる場合に実施するものとする。

(1) 中学校、小学校、幼稚園、児童福祉施設その他これらに準ずるものが教育上の目的で交通安全指導を受けようとするとき。

(2) 交通安全教育を目的として20人以上の児童の団体が交通安全指導を受けようとするとき。

2 交通安全指導の実施日は、月曜日から金曜日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する実施日を変更することができる。

#### (交通安全指導の申込み)

第8条 交通安全指導を受けようとする者は、当該交通安全指導を受けようとする日の10日前までに、指定管理者に対して、指定管理者が定める交通安全指導申込書を提出しなければならない。

2 知事に対して提出する前項の交通安全指導申込書は、別記第6号様式によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が特に認めたときは、あらかじめ口頭により同項の規定による申込みをすることができる。  
(ゴーカートの利用料金等の納付の時期)

第9条 ゴーカートの利用者(第3条第3項の個人がゴーカートを利用する場合で、乗車券を購入するときを除く。)は、条例第9条の規定による利用料金又は条例第14条第1項の規定による使用料を当該利用の前に納付しなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第10条 指定管理者は、条例第11条前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第7号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第11条後段の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第8号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 利用者の責任によらない理由でゴーカートを利用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第12条 条例第17条の規則で定める申請書は、別記第9号様式によるものとする。

2 条例第17条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第18条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、交通安全こどもセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

付 則

この規則は、昭和45年5月5日から施行する。

附 則(昭和56年3月30日規則第13号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、ミニドライブに係る改正規定は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和61年5月31日規則第51号)

この規則は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第19号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月18日規則第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年8月2日規則第109号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

2 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第67号)附則第2項の規定に基づき、同条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第12条の規定の例による。  
(経過措置)

3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年3月31日規則第52号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月22日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月9日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記

年　月　日

高知県知事 様

申請者 住 所  
 氏 名  
 (電話番号)  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在)  
 (地、名称及び代表者の職・氏名)

## 高知県立交通安全こどもセンター許可施設等利用許可申請書

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により高知県立交通安全こどもセンターの許可施設等の利用の許可を受けたいので、次とおり申請します。

利用目的(行事の名称及び内容)				
利用責任者の住所及び氏名	住所			
	氏名		電話番号	
許可施設等	交通教室	ゴーカート	自転車	その他の施設等
利用期間	年 月 日 ( )	時 分から	年 月 日 ( )	時 分まで
利用人員	人			
その他参考事項				
※利用の許可の条件その他				
※決裁欄			※受付年月日	年 月 日
			※許可年月日	年 月 日
			※許可番号	第 号
			※処理区分	通知 年 月 日

注 ※印欄は、記載しないでください。

第  
年  
月  
日

様

高知県知事

## 高知県立交通安全こどもセンター許可施設等利用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立交通安全こどもセンターの許可施設等の利用については、高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用目的(行事の名称及び内容)				
利用責任者の住所及び氏名	住所			
	氏名		電話番号	
許可施設等	交通教室	ゴーカート	自転車	その他の施設等
利用期間	年 月 日 ( )	時 分から	年 月 日 ( )	時 分まで
利用人員	人			
利用の許可の条件 その他				
注 1 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例及び高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 2 利用に際しては、この高知県立交通安全こどもセンター許可施設等利用許可書を必ずお持ちください。 3 利用に際しては、高知県立交通安全こどもセンターの関係職員の指示に従ってください。 4 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。				

第3号様式(第3条関係)

番号	年　月　日	番号	年　月　日
1人乗り ゴーカート乗車券		2人乗り ゴーカート乗車券	
当日限り有効		当日限り有効	
高知県立交通安全こどもセンター		高知県立交通安全こどもセンター	
円		円	

備考 1 番号は、会計年度ごとの通し番号とする。

2 この乗車券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

年　月　日

高知県知事様

申請者 住 所  
 氏 名  
 (電話番号)  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在)  
 地、名称及び代表者の職・氏名

## 高知県立交通安全こどもセンター利用変更許可申請書

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により高知県立交通安全こどもセンターの許可施設等の利用の許可を受けた事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び 許可番号	年　月　日　　　第　　号			
変 更 の 内 容	変更前			
	変更後			
変更の理由				
その他参考事項				
※利用の変更の 許可の条件その他				
※ 決 裁 欄			※受付年月日	年　月　日
			※変更許可年月日	年　月　日
			※変更許可番号	第　　号
			※処理区分	通知　年　月　日

注 ※印欄は、記載しないでください。

第 年 月 日  
号

様

高知県知事

## 高知県立交通安全こどもセンター利用変更許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立交通安全こどもセンターの許可施設等の利用の許可を受けた事項の変更については、高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日付け	第 号
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
利用の変更の許可の条件その他			

年　月　日

高知県知事様

申込者 住 所  
 氏 名  
 (電話番号)  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在)  
 (地、名称及び代表者の職・氏名)

## 高知県立交通安全こどもセンター交通安全指導申込書

高知県立交通安全こどもセンターにおいて交通安全指導を受けたいので、高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定により次のとおり申し込みます。

受講責任者の住所 及び氏名	住所			
	氏名		電話番号	
受講する団体名等				
受講希望日時	年　月　日 ( )	時	分から	
	年　月　日 ( )	時	分まで	
受講人員	人			
その他参考事項				
※ 決 裁 欄			※受付年月日	年　月　日
			※処理区分	年　月　日

注 1 受講責任者は、中学校、小学校、幼稚園、児童福祉施設その他これらに準ずるものについては当該中学校等の長と、20人以上の児童の団体の場合は当該団体の責任者としてください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

年　月　日

高知県知事 様

指定管理者

高知県立交通安全こどもセンター利用料金承認申請書

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第11条前段の規定により高知県立交通安全こどもセンターの利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日

年　月　日

年　月　日

高知県知事 様

指定管理者

高知県立交通安全こどもセンター利用料金変更承認申請書

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第11条後段の規定により高知県立交通安全こどもセンターの利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年　月　日

年　月　日

高知県知事 様

## 指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第17条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
名称				
代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
主たる事務所の所在地	(郵便番号　—　　)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号　—　　)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

## 関係書類

- (1) 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第17条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類